

労審発第 1723 号

令和 7 年 12 月 22 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

労働政策審議会

会長 岩村 正彦



令和 7 年 12 月 22 日付け厚生労働省発職 1222 第 1 号をもって諮問のあった  
「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」  
及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定  
に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等等の一部を改正す  
る告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 7 年 12 月 22 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

障害者雇用分科会

分科会長 山川 隆一

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等等の一部を改正する告示案要綱」について

令和 7 年 12 月 22 日付け厚生労働省発職 1222 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。